

令和6年第9回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年12月3日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 定期監査報告
 - 2) 例月現金出納検査の報告
 - ・令和6年10月分
 - 3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告
 - 4) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告
 - 5) 令和6年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 6) 令和6年度第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の所信表明並びに招集挨拶と行政報告
 - 陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第37号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情
- 第 6 陳情第38号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
- 第 7 陳情第39号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 第 8 陳情第40号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情
- 第 9 陳情第41号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書
- 第10 陳情第42号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
- 第11 陳情第43号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情

- 第12 陳情第44号 国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての陳情
- 第13 陳情第45号 地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情
議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第14 同意第2号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案上程（説明）
- 第16 議案第78号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 第17 議案第79号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第80号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第81号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第82号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第83号 美郷町税条例の一部改正について
- 第22 議案第84号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について
- 第23 議案第85号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正について
- 第24 議案第86号 公共施設の管理運営体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について
- 第25 議案第87号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第10号
- 第26 議案第88号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第27 議案第89号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第28 議案第90号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号
- 第29 議案第91号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号
- 第30 議案第92号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第5号
- 第31 美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	熊谷隆一	2番	村田薫
3番	鈴木正洋	4番	藤原政春
5番	高山茂雄	6番	高橋邦武
7番	深澤均	9番	高橋正和
10番	泉美和子	11番	深沢義一
12番	熊谷良夫	13番	澁谷俊二
14番	長谷川幸子	15番	鈴木良勝
16番	森元淑雄		

欠席議員（1名）

8番 伊藤福章

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚劍
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員会 農事務局長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
教育推進監	青谷千里	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

8番、伊藤福章議員から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第9回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、高橋正和議員及び10番、泉美和子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月3日から12月12日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、高橋邦武議員、登壇願います。

(議会運営委員長 高橋邦武 登壇)

○議会運営委員長（高橋邦武） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

11月26日招集告示されました令和6年第9回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、議案書記載のとおり、令和6年度各会計の補正予算、条例の制定、監査委員及び教育委員会委員の同意案件であります。

陳情案件については、前回の定例会以降提出されたものについて、議会運営委員会では陳情第37号及び陳情第38号並びに陳情第41号から陳情第43号までは教育民生常任委員会にて、陳情第39号及び陳情第40号並びに陳情第44号及び陳情第45号は、総務産業常任委員会にて審査が望ましいものとなりました。

また、議会関係としては、委員長報告等と意見書案等の審議を予定しております。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

初めに、本定例会の会期は、本日12月3日から12月12日までの10日間といたしました。

次に、今定例会の審議内容についてであります。本日は町長の所信表明並びに招集挨拶と行政報告があり、その後陳情を上程し、委員会付託とします。

続いて、同意第2号及び同意第3号を上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

その後、議案第78号から議案第92号までを上程し、説明を受けます。

その後、美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙を行い、終了の予定です。

12月4日から10日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締切りは、5日午前11時までとします。

なお、休会中の日程ですが、12月5日と6日に関係常任委員会を開催し、陳情の審査等を行う予定です。

12月11日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

12月12日は、午前10時より本会議を再開し、議案第78号から議案第92号までの質疑、討論、表決を行います。

続いて、陳情の審査結果についての常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄） ただいま議会運営委員長から審議予定についての報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より定期監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和6年10月分）の結果報告がありました。

3として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

4として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

5として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、令和6年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。

6として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より、令和6年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の所信表明並びに招集挨拶と行政報告

○議長（森元淑雄） 日程第4、町長の所信表明並びに招集挨拶と行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より所信表明並びに招集挨拶と行政報告の申出がありましたので、これを許します。

松田知己町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

このたび無投票当選という形でご信任をいただき、引き続き町長職の重責を担わせていただくことになりました。

為替の変動や労働環境の変化など、多くの要因を起因にした物価高で、ここしばらく経験のない生活環境の厳しさを受けている中、町民生活における満足感や幸福感の向上、そして町民各位が一層誇れる美郷町に成長していくため、町長職としての的確な判断と迅速な行動を意識し、各般にわたり精進してまいりたいと存じます。

町民各位並びに議員各位には、引き続きご指導、ご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げ、今後の町政推進の所信を述べさせていただきます。

美郷町は、先月誕生から満20年となる大きな節目を経ました。この間、合併に伴う課題や社会環境に伴う課題など、多くの課題に対処しつつ、少しずつ変化を積み重ね、結果、美郷町は順調に成長していると私は認識しております。

町民各位並びに議員各位には、これまでの取組に幅広くご理解とご協力いただき、心から感謝を申し上げます。

また、この4年間につきましても、公共施設の大規模改修や各種制度構築など、町民の使いやすさや暮らしやすさにつながる取組を進めるとともに、美郷町の特色として語れる各般の取組も展開し、人口減少は進行しているものの、自治体としての充実は果たしてきたものと認識しているところです。

具体的には、総合体育館リリオスや名水市場湧太郎・観光案内休憩所の大規模改修、六郷小学校や仙南小学校の大規模改修、堆肥センターの増棟及び機能強化を実施したほか、役場庁舎をはじめとする公共施設や防犯灯のLED化を推進してまいりました。

また、子育て支援施策として、出産祝い金や入学祝い金制度を制定したほか、高齢者福祉の一環として、タクシー利用に対する助成制度も構築してきたところです。

また、美郷町を代表する特色の1つである美郷雪華については、その香りを活用した新たな複数商品が発売されるとともに、企業連携についても香料関連の企業や化粧品関連の企業との連携、協定締結など、新たな展開を期待できる関係も構築してまいりました。

また、新型コロナウイルスで中断しておりましたタイ王国ノンタブリー県アニューラチャ・プラシット・スクールとも生徒交流を再開しております。

また、文化面では、美郷町としては初めての国登録有形文化財として、関田円型分水工の登録を達成したほか、愛郷心の醸成にもつながる美郷町オリジナル絵本「ミサトとセッカのだいぼうけん」を制作することができました。さらに、国の文化功労者であるクリエイティブディレクターの小池一子氏の協力による「美術／中間子 小池一子の仕事とMUJ I I S - 動詞の森 - 展」、国の芸術選奨を受賞したテキスタイルデザイナーの須藤玲子氏の協力による「展示で巡る須藤玲子の布づくり NUNOの世界へ ホップステップジャンプ展」など、近隣では例のない企画展も開催し、芸術文化に関して積極的な展開で文教の町としての印象を強くすることができたと認識しております。

こうした展開を支える財政については、プライマリーバランス黒字経営を意識するとともに、歳出の工夫や見直しなどの実践で、県内においては比較的良好な財政状況にあるものと認識しているところです。

こうした状況を踏まえての今後4年間のまちづくりについてですが、現在の経済状況を踏まえつつ、引き続き町民が美郷町での生活に幸せ感を持ち続けることができるよう、各般の取組を展開してまいりたいと考えております。

その展開の視点については、人口減少への対応と住み心地の向上を大きな2つの視点として考えております。

まずは、人口減少に関する対応ですが、さらなる減少にできる限り歯止めをかける観点で、お子さんを産み、育てたいという意向をお持ちの若い世代の方々が産み、育てやすいと感じる環境なるよう、子育てに関する相談機能を持ちつつ、子供の遊び等を通じて喜びや悩みなどに共感できる人間関係を構築できるよう、子育て支援拠点施設の整備を進めてまいります。

また、人口減少に資する移住定住を推進していくため、旧わくわく園跡地を活用し、併せて昨今の異常気象を踏まえ、できるだけ環境負荷軽減に貢献できる住宅建築を推進していくため、宅地整備を進めてまいります。

また、従前に増して企業との連携活動に力を入れ、新たな展開を推進することで、交流人口や関係人口の増加を目指し、結果、地域活力の向上に努めてまいります。

また、人口減少のトレンドは、残念ながら続くという推計も踏まえた上で、将来の財政状況及び必要な施策に財源を振り向けていくため、利用時間の見直しを含む公共施設の最適化に努めてまいります。

次に、現在美郷町にお住まいの町民の住み心地の向上についてですが、交通施策の一環として取り組んでいる乗合タクシー制度の運用を改めて見直し、持続性を持たせつつ、使いやすさも求めていくよう努めてまいるほか、児童福祉や障害者福祉についても意を払ってまいります。

また、教育については、多様な経験から得られる感性や感受性を期待し、多様な体験機会の付与に努めてまいるほか、学校給食に関して、現在の支援状況を踏まえ、保護者の負担のありようを改めて検討してまいります。

また、産業振興の観点では、農業従事者の減少や高齢化を踏まえますと、今後農地集積及び農業経営規模の拡大が進む可能性が大きいため、そうした経営で必要となるIoT技術の導入など、スマート農業の推進に支援策を講ずるとともに、引き続き農業従事者確保のため、認定農業者以外への支援も進めてまいります。

商業については、商業経営を継続あるいは新規に立ち上げたい方々に対する支援策について充実を図り、地域内のにぎわいに資するよう努めるほか、工業については、工業生産品に対する認識、認知を拡大することで企業のPR活動を支援するための対策など、新たな支援策を検討し、産業の活性化による所得向上と住み心地の向上に努めてまいります。

また、心の豊かさを醸成することで住み心地の向上に資するため、野外彫刻作品を設置することで、野外芸術空間を創出する取組を推進するとともに、美郷町の四季折々の自然景観を芸術家

の感性で絵画作品に仕上げる「美郷の四季プロジェクト」を展開し、自然景観を活用した感性や感受性の錬磨に努め、美郷町のよさを改めて評価できる機会創出に努めてまいります。

また、自治体DXの推進に伴い、今年度から導入した「書かない窓口」の利用促進や各種オンラインによる申請や施設予約の利用促進など、行政手続の利便性の向上に努めてまいります。

こうした各般の展開を進めるため、財政の健全化には引き続き意を払いつつ、合併特例債を活用できなくなる財政環境を正面から受け止め、バランス感ある公共投資に努めるとともに、引き続き財政健全化に資する各般の取組を推進してまいります。

以上、現状認識から今後の展開についての所見を述べましたが、大切なことは、町民の各位と情報を共有しながら進む方向を皆さんと共有すること、そして、その方向にワンチーム美郷の認識で進んでいくことです。

そのため、引き続き透明性や公平性を大切にしながら、様々な課題に誠実に取り組み、美郷町の行政組織に対する信頼感がさらに増すよう、努めてまいります。

また、物価高などで従前よりも生活環境が厳しいからこそ、個人及び組織、団体が未来に夢や希望を持つ意義は深いと認識し、これまで述べてまいりましたことを着実、かつ確実に推進し、この4年間の任期の中でさらに町民各位が美郷町での生活に希望や夢を持てるよう、全身全霊をもって頑張っております。

今後も「今を生きながら未来を創る」意識を大切にし、適切な変化を前提にし、守るべきは守り、変わるべきは変わる行政を推進してまいりたいと存じますので、町民各位並びに議員各位には、こうした考え方で歩む町政について、未熟な点をご指摘、ご教導いただきながら、各般にわたる取組を展開できますよう、引き続きのご理解、ご協力を心からお願い申し上げ、私の所信といたします。

引き続き、令和6年第9回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、有機フッ素化合物に係る水質検査結果について報告いたします。

9月24日の第7回美郷町議会臨時会でも報告いたしておりますが、有機フッ素化合物PFOS及びPFOAが仙南東部地区及び仙南中央地区から検出されており、11月6日に水道の蛇口から採水したもののから、仙南東部地区では1リットル当たり10ナノグラム、仙南中央地区では5ナノグラムの検出がありました。この数値は、前回9月に採水した結果と同じ数値です。検出された量は、国が暫定基準としている1リットル当たり50ナノグラムを大きく下回る結果であり、飲用に支障はありません。

現在不安を感じるかもしれない町民の方への対応として、仙南東部地区及び仙南中央地区の水道加入者への浄水器設置に対する補助を実施しており、12月2日現在8件の申請を受けて補助を行っております。

今後も随時水質検査を行うこととしており、結果は速やかに町広報等で公表してまいります。

次に、利用者の利便性の向上に係る取組について報告いたします。

11月1日より住民票や戸籍謄本などの取得申請時の「書かない窓口」、パソコンやスマートフォンからオンラインで各種行政手続ができる電子申請システム、同じく公共施設の空き状況確認や予約ができる公共施設予約システムの運用を開始しました。

「書かない窓口」では、利用者がマイナンバーカード等本人確認書類を提示すれば住所、氏名等の記入は不要となるほか、電子申請システム及び公共施設予約システムでは、オンラインでのキャッシュレス決済が可能となっております。

今後は多くの方々にこれらのシステムを活用していただけるよう、広報等により周知を図ってまいります。

次に、美郷町合併20周年記念式典について報告いたします。

11月2日、県知事はじめ多数のご来賓のご出席を賜り、町公民館にて式典を挙行いたしました。第1部では連携がもたらす可能性をテーマに美郷町連携企業の代表者として、株式会社龍角散代表取締役社長藤井隆太氏、日本航空株式会社執行役員原西口香織氏、ヨネックス株式会社ヨネックスジャパン社長米山修一氏、株式会社モンベル代表取締役会長兼CEO辰野 勇氏の4人をパネリストにお招きし、パネルディスカッションを実施いたしました。

第2部では、オープニングとして、20周年記念事業として作成した4人の芸術家による「美郷町の木・花・鳥・魚のシンボル絵画」、町民歌等を収録した記念CD、美郷大使との対談を収録した「美郷大使対談集 成長のヒント 大使からのメッセージ」のお披露目を行ったほか、3人の町貢献者の表彰を行うなど、20年の節目をお祝いするとともに、さらなる町の発展と成長を誓い合ったところです。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

「豊かさ実感」についてですが、読書・視聴覚環境向上事業として、10月6日、学友館及び中央ふれあい館を会場に美郷町読書フェスタを開催いたしました。当日は、町内ボランティア3団体による絵本の読み聞かせや人形劇、雑誌リサイクル市、手づくり絵本教室など、親子で本やお話に触れる楽しい時間を過ごしていただきました。

併せて、心に残った本の紹介コンクールにご応募いただいた834作品の中から各部門の最優秀賞を受賞した7人の方を表彰するとともに、ご応募いただいた全作品を10月6日から14日まで学友館に展示いたしました。

芸術文化推進事業として、10月26日から12月1日まで、美郷町合併20周年記念特別展「第4回美郷町所蔵品展 小西正太郎から大川清一までつながるコレクション展」を開催し、期間中は576人の方が鑑賞されました。初日には開会行事のほか、学友館学芸員によるギャラリートークを行い、41人の方が参加されました。

また、11月23日、町公民館にて合併20周年記念事業として「大萩康司クラシックギターリサイタル」を開催しました。大萩氏は、国内外で数々のリサイタルやコンサートで活躍されており、当日は327人の観客が来場されました。

連携企業スポーツ推進事業として、株式会社モンベル及び美郷山岳会の協力による中学生を対象にした真昼岳登山教室を開催いたしました。10月2日、登山の基礎知識や必要な道具など、本番に向けた座学を行い、10月17日、生徒7人、保護者1人及びスタッフで真昼岳の峰越登山口から山頂までの登山を実施しました。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

初めに、総務課関係ですが、今年度の後期職員採用試験は、高校卒業程度を対象とした一般行政職など、2区分で実施した結果、33人が受験し、3人を採用候補者名簿に登録しました。

次に、福祉保健課関係ですが、9月16日、敬老記念事業として横手市の山田眼科医院長山田桂氏を講師に迎え、「すこやかな目のためにできること」と題した講演会を開催いたしました。当日は、メイン会場の町公民館のほか、北ふれあい館、中央ふれあい館をモニター会場とし、3会場合わせて106人の方が参加されました。

また、金婚をお迎えしたご夫婦のお祝いについてですが、11月22日に各ご家庭へお伺いし、34組の方へ記念品をお渡しいたしました。

セルフケアに関する講演会として、9月28日に「知っておきたい 目の病気とアイフレイル」、10月10日に「自分を大切に生きる力～みんな知っておきたい自分の健康のこと～」、11月14日に「知っておきたい高齢者の食のポイント」と題した健康づくり講演会をそれぞれ開催し、延べ352人が参加されました。

10月1日より定期接種となりました新型コロナウイルスワクチンの接種状況ですが、65歳以上、または60歳以上で障害のある方に2,000円を助成する町助成事業の対象者は、10月末時点での医療機関からの請求分で47人となっております。

次に、こども子育て課関係ですが、10月20日、町公民館ホールにて「むし歯のない子表彰式」を行い、令和5年度の3歳児健診で虫歯がなかった子74人を表彰いたしました。

次に、商工観光交流課関係ですが、10月23日、株式会社テクノブルと事業連携協定を締結いたしました。本協定では、美郷雪華や美郷雪華酵母、エイジツ、センブリを活用した化粧品及び薬用化粧品の原料開発とそれらの事業の発展に資することなどを主な連携事項としております。

また、美郷雪華酵母については、株式会社テクノブルが化粧品、薬用化粧品の原料として独占的に使用することとする独占契約を併せて締結しております。

これらの締結により、美郷雪華をはじめとする地域資源を活用した商品等の開発を通じて美郷町の認知度向上や地域の活性化につながることを期待しております。

また、事業連携協定を締結している企業の取組についてですが、小川香料株式会社が年末のご挨拶で「美郷雪華の花 冬の香り」として、お取引のある会社に対し、美郷雪華の香りを配合した入浴剤をお届けする旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

交流のある自治体との取組として、10月12日、13日に東京都大田区にて「友好都市ふれあいひろば」が、11月2日、3日に「OTAふれあいフェスタ」がそれぞれ開催され、町内製品の販売と観光PR等を行いました。

また、10月19日、20日に開催された「美郷フェスタ」においては、北海道中富良野町と栃木県那珂川町の職員それぞれ5人が来町し、各地域の特産品等の販売や観光PRを行いました。

美郷ふるさと大使として平成22年10月より長年にわたってご尽力いただいていた近藤和幸氏より、身体上の事情によりふるさと大使辞職の申出がございました。近藤氏は、大田区と本町との物販交流の先駆けとして大田区内において本町の認知度を高めていただきました。近藤氏のこれまでのご功績に厚くお礼申し上げます。

また、11月29日に放送作家であります元祖爆笑王こと、高橋裕幸氏に美郷ふるさと大使を委嘱いたしました。高橋氏は、東京2020オリンピックの聖火ランナーとして本町の区間を走られたほか、今年の9月7日に行われた「後三年秋の陣 in 金澤」ではイベントプロデュース等をされるなど、本町ともご縁のある方です。今後は、町の情報発信やイベント等への関わりなど、ふるさと大使としては新たな切り口での活躍を期待しております。

次に、農政課関係ですが、10月19日、20日の2日間、総合体育館リリオス及び町公民館で「美郷フェスタ2024」を開催し、約7,100人が来場され、ステージイベントや各種展示、農産物の直売や飲食コーナーなどのほか、農産展、技能功労者、各種表彰式等を行いました。

有害鳥獣駆除の状況ですが、10月30日現在、鳥獣被害対策実施隊により、熊2頭、イノシシ16

頭、鹿13頭を捕獲しております。

次に、建設課関係ですが、11月1日、除雪出発式を北除雪センターで行い、作業従事者や交通関係者と共に安全で円滑な作業の実施を誓い合いました。式では、来賓の方々から激励のお言葉をいただいたほか、なかよし園の5歳児の皆さんからも応援のエールをいただきました。

今シーズンは、除雪機械76台で車道約450キロメートル、歩道約52キロメートルの道路除排雪を行ってまいります。

9月から11月末までの主な工事発注状況については、道路維持工事1件、改良工事1件、橋梁補修工事2件、河川しゅんせつ工事4件、住宅工事2件、解体工事2件を発注し、発注率は90.5%となっております。

また、上下水道の企業会計と特別会計では、工事が施設改修工事4件、業務委託等として水質検査業務3件、施設保守点検業務3件を発注し、発注率は84.3%となっております。

次に、生涯学習課関係ですが、9月14日、町公民館を主会場、北ふれあい館、中央ふれあい館をモニター会場として、今年度第4回目となる美郷カレッジを開催しました。「コンテンポラリーデザインスタジオWe+」の林 登志也氏と安藤北斗氏を講師に迎え、受講者は延べ39人、受講者アンケートによる満足度は92.3%となりました。

10月12日、町公民館にて「コズミックカレッジ」を開催し、小学生親子25人が参加しました。宇宙教育に携わっておられる俣野綾子氏を講師に迎え、宇宙及びJAXAに関する座学のほか、ペットボトルロケットを製作し、仙南小学校グラウンドで発射実験を行いました。

10月22日、美郷中学校沿線を周回コースとする美郷町中学校新人駅伝競走大会を開催しました。女子19チーム、男子21チームが参加し、美郷中学校は、女子が優勝、男子が4位の成績を収めました。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

同意第2号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてですが、高橋信雄氏を監査委員に再任したく、同意を求めるものです。

同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてですが、坂本由美子氏を教育委員に再任したく、同意を求めるものです。

議案第78号 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてですが、井川町・潟上市共有財産管理組合同が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるためお諮りするものです。

議案第79号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議

案第80号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第81号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてですが、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当に関する規定を改正したくお諮りするものです。

議案第82号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、一般職の職員の給料月額、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当に関する規定を改正したくお諮りするものです。

議案第83号 美郷町税条例の一部改正についてですが、公益信託に関する法律及び私立学校法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第84号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてですが、施設の供用日時及び使用料等の改正をしたくお諮りするものです。

議案第85号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正についてですが、ふれあい広場及びふれあい広場駐車場の貸付を行うため、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第86号 公共施設の管理運営体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてですが、公共施設の管理運営体制の見直しに伴い、関係条例の所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第87号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第10号についてですが、旧カントリーパークのり面復旧工事費の追加、HPVワクチン接種委託料の増額、事業実績による事業費の減額及び給与改定による人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第88号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてですが、財政安定化支援事業繰入金額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第89号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号及び議案第90号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてですが、給与改定による人件費の調整に伴う歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第91号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてですが、保険基盤安定繰入金額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第92号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第5号についてですが、設計測量業務委託料の増額及び給与改定による人件費の調整等に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜り

ますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

○議長（森元淑雄） 町長から訂正の申出がありましたので、これを許します。自席でお願いします。町長。

○町長（松田知己） ただいま述べました所信表明並びに招集挨拶の中で、言葉を間違えましたので、訂正いたします。

今後の展開についての部分についてですが、「人口増加に資する移住定住を推進するため」と言うべきを「人口減少」と発言しましたので、訂正いたします。

それから、招集挨拶については、「美郷町ふるさと大使」と言うべきを「美郷ふるさと大使」として、「町」を除いた発言をしたようですので、「美郷町ふるさと大使」が正しくするよう、訂正させていただきます。

また、有害鳥獣の駆除の実施状況ですが、「11月30日現在」と言うべきを「10月30日」と発言したようで、訂正いたします。

以上です。

◎陳情第37号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第5、陳情第37号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第37号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第38号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第6、陳情第38号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認め、陳情第38号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第39号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄) 日程第7、陳情第39号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認め、陳情第39号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第40号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄) 日程第8、陳情第40号 臓器移植に関わる不正取引・非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認め、陳情第40号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第41号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第9、陳情第41号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第41号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第42号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第10、陳情第42号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第42号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第43号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第11、陳情第43号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第43号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第44号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第12、陳情第44号 国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求めるの意見書の提出についての陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第44号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第45号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第13、陳情第45号 地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第45号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に提案される議案は、高橋信雄監査委員に関係がありますので、本人の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（午前10時41分）

（午前10時41分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第14、同意第2号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることにつ

いてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己） 令和6年12月16日をもって任期満了となります美郷町監査委員に高橋信雄氏を再任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案するものです。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

高橋信雄監査委員を入場させてください。

暫時休憩いたします。

（午前10時43分）

（午前10時43分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第15、同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己） 令和6年12月17日をもって任期満了となります美郷町教育委員会委員に坂本由美子氏を再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案するものです。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

同意第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、同意第3号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

◎議案第78号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第16、議案第78号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第78号についてご説明します。

提案理由ですが、秋田県市町村総合事務組合の構成団体である井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、同組合規約を変更する必要があるため、組合規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について議会の議決を求めるものです。

変更条文は、議案6ページになりますが、新旧対照表によりご説明しますので、議案資料集1ページを併せてご覧ください。

変更内容ですが、別表第1及び別表第2にある「井川町・潟上市共有財産管理組合」を削除するものです。

議案 6 ページに戻っていただき、附則ですが、この規約は知事の許可を受け、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第78号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第78号の説明が終わりました。

◎議案第 7 9 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第17、議案第79号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第79号についてご説明します。

提案理由ですが、県内市町村等の動向を踏まえ、美郷町議会議員の期末手当の12月期の支給割合を改定するとともに、令和 7 年度以降の 6 月期及び12月期の支給割合が均等になるように改正するものです。

改正条文は議案 8 ページ、新旧対照表は議案資料集 5 ページになりますが、4 ページの関連資料にてご説明します。

現行の12月期の期末手当の支給割合「1.625か月」を0.15か月引き上げ「1.775か月」とし、年間の支給割合を「3.4か月」とするものです。

令和 7 年度以降は、6 月期及び12月期の支給割合が均等になるようにそれぞれ「1.7か月」とするものです。

議案 8 ページの改正条文に戻っていただき、今年度12月期の改正を第 1 条で行い、附則にて公布の日から施行、令和 7 年度以降の改正を第 2 条で行い、附則にて令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第79号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第79号の説明が終わりました。

◎議案第 8 0 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第18、議案第80号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第80号についてご説明します。

美郷町町長及び副町長の期末手当の支給割合を改定するものです。

提案理由及び改正内容は議案第79号と同様となります。

議案第80号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第80号の説明が終わりました。

◎議案第81号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第19、議案第81号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第81号についてご説明します。

美郷町教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定するものです。

提案理由及び改正内容は、議案第79号と同様となります。

議案第81号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第81号の説明が終わりました。

◎議案第82号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第20、議案第82号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第82号についてご説明します。

提案理由ですが、職員の給料月額、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当について、令和6年度の秋田県人事委員会委員勧告に基づき改正をしたく、提案するものです。

改正条文は議案14ページから、新旧対照表は議案資料集の9、10ページですが、8ページの関連資料にてご説明します。

はじめに、秋田県人事委員会勧告の概要ですが、月例給は公民格差を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全年齢層において給料表の水準を引き上げるとともに、期末手当、勤勉手当は県内民間の支給割合に合わせて「0.15か月」、再任用職員については「0.05か月」引上げとなります。

下の枠内の改正の概要ですが、1の(1)給料表は、令和6年4月1日に遡り給料表の水準を引き上げ、改正後の給料表は、議案の14ページ以降に掲載しております。

給与月例の引上げ率ですが、「1.2%」から「13.4%」で、若年層の引上げ率が高くなっております。

議案改正条文附則にて、この改正は令和6年4月1日から施行するものです。

(2)の期末手当、勤勉手当ですが、12月期の支給割合を「0.15か月」引き上げ、年間支給割合を「4.6か月」とするものです。

また、再任用職員については、12月期の支給割合を「0.05か月」引き上げ、年間支給割合を「2.4か月」とするものです。

議案改正条文附則にて、この改正は交付の日から施行するものです。

(3)の令和7年度以降の6月期及び12月期の支給割合ですが、期末手当を「1.25か月」、勤勉手当を「1.05か月」、再任用職員は期末手当を「0.7か月」、勤勉手当を「0.5か月」と、それぞれ均等となるようにし、議案改正条文附則にて、この改正は令和7年4月1日から施行するものです。

最後に、(4)の寒冷地手当の見直しですが、世帯主で扶養親族がある職員は、月額「1万9,800円」、扶養親族のない職員が「1万1,400円」、そのほかの職員が「8,200円」に引き上げるものです。

議案改正条文附則にて、この改正は令和6年4月1日から施行するものです。

議案第82号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第82号の説明が終わりました。

◎議案第83号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第21、議案第83号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁） 議案第83号についてご説明いたします。

議案21ページをご覧ください。

公益信託に関する法律及び私立学校法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は、議案22ページですが、内容につきましては、新旧対照表にて説明いたしますので、

議案資料集11ページをご覧ください。

まず、33条の7ですが、公益信託制度の見直しに伴い、所得税の寄附金税額控除の対象を公益信託の信託事務に関連する寄附金に改めるため、所得税法が改正されたことに伴い引用条文の整理を行ったものです。

次の第54条は、固定資産税の非課税の規定に提要を受けようとする者がすべき申告に関する規定でございますが、一部改正による私立学校法の条番号の改正に対応したもので、内容等を変更したものではありません。

次の附則第3条の2は、公益信託制度の見直しに伴い、公益信託への贈与に係る所得税の取扱いについて、公益法人への贈与と同様とすることとなったことに合わせ、地方税についても同様の取扱いとなるよう、地方税法の所要の規定整備が行われたことにより不用となった条文を削除するものです。

議案22ページにお戻りください。

中段の附則第1条は、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものですが、公益信託制度の見直しに関する部分は、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日、具体には令和7年1月1日とするものです。

次の附則第2条は、経過措置として読替えを規定したものです。

説明は以上で終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第83号の説明が終わりました。

◎議案第84号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第22、議案第84号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。商工観光課交流課長。

○商工観光課交流課長（高橋晋一） 議案第84号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、雁の里山本公園の宿泊施設について、供用開始時刻の繰上げを求める利用者の声が寄せられたことを契機として、秋田県内の類似施設の運営状況を確認し、施設の供用日時及び使用料等を改正したく提案するものです。

改正条文は議案の24ページからですが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集13ページをご覧ください。

第5条の改正については、現在条例に規定している施設の使用許可申請書及び使用許可書については規則に定めることとして、第1項から第3項に規定している様式に関する部分を削除するものです。

第8条は、第5条が1項のみの条立てとなったことから不要な文言を削除するものです。

続いて、別表の改正についてです。

まず、表の左から2番目、区分の欄の改正についてですが、議案資料集14ページをご覧ください。

オートキャンプ場の利用について、これまでは電源使用を分けて利用区分を設定しておりましたが、電源についてはオートキャンプの区画に附帯して設置しているため、項目を統合し、「オートキャンプ（電源利用を含む）」といたします。

次に、施設の供用日時についてです。これまで1泊の供用時間の開始時刻が16時からでありましたが、食事やテント設置等の準備を行うためもっと早められないかとの利用者の声があったことから、「全施設10時から」と改めるものです。

また、施設の利用区分については、これまで「1泊」「1日」と表記していたところをより分かりやすくするため、「1泊」「日帰り」という表現に改めます。

次に、使用料についてです。オートキャンプ及びテントは、宿泊と日帰りの使用料がこれまで一律となっておりますが、宿泊と日帰りの区分を分けて使用料を設定いたします。まず、オートキャンプについては、これまでの使用料1,050円に電源使用料550円を加えた額の「1,600円」を日帰りの料金とし、宿泊については、その2倍の「3,200円」といたします。

また、テントについてですが、資料集15ページをご覧ください。

秋田県内のほかのキャンプ場の利用料金を参考に、「日帰り1,100円」「1泊2,200円」といたします。

最後に、芝生広場についてですが、15ページの中段よりやや上に記載がございます。現行の条例上の規定は、施設内で物販などを行うことを想定した使用料の規定となっておりますが、利用実態としては、テント利用やバーベキュー利用が主であることから、別表の項目から削除いたします。

また、15ページ下段に記載があります別表備考に記載している「芝生広場」の文言を「その他の施設」と改めます。

議案資料集16ページをお願いいたします。

様式第1号及び様式第2号について、第5条の改正により削除されることから、様式について

も同様に削除するものです。

議案にお戻りいただきまして、27ページをお願いいたします。

附則において、本条例の施行日を令和7年4月1日とするものです。

議案84号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第84号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

(午前10時59分)

(午前11時10分)

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎議案第85号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第23、議案第85号 美郷町清水とふれあいの里設置条例の一部改正についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 議案第85号についてご説明いたします。

提案理由ですが、現在サテライト六郷の駐車場として利用しているふれあい広場及びふれあい広場駐車場について、町内の事業者より利用したい旨の申出があり、貸付けを行うため所要の規定を改正したく提案するものです。

改正条文は、議案の30ページですが、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集17ページをご覧ください。

ふれあい広場及びふれあい広場駐車場については、現在行政財産として位置づけられているため、貸付けを行うためには本条例より削除することで普通財産とする必要があります。

そこで、第2条及び別表第2に規定している当該部分を削除するものであります。

議案にお戻りいただきまして、30ページをお願いいたします。

附則において、本条例の施行日を公布の日からとするものです。

議案第85号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第85号の説明が終わりました。

◎議案第86号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第24、議案第86号 公共施設の管理運営体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（中田裕克） 議案第86号についてご説明いたします。

提案理由ですが、公共施設の管理運営体制の見直しに伴い、関係条例の所要の規定を改正したく提案するものです。

はじめに、今回の見直しに至った経緯につきましてご説明いたします。

町では、これまで公共施設の適切な維持管理、運営に努めてまいりましたが、合併特例債の終了など、財政環境の変化を見据えた効率的な施設運営を図るため、施設の利用状況等を踏まえ見直しを行うものでございます。

改正条文につきましては32ページですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集19ページをお願いします。

今回条例の一部改正となる対象施設は、歴史民俗資料館、屋内スポーツ館、住民活動センター、総合体育館リリオス及び各体育館となります。

はじめに、第1条美郷町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正ですが、第7条の休館日は「毎週月曜日」から「毎週月曜日及び火曜日」に、「月曜日又は火曜日」が「国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日法による休日」に当たる場合はその翌日）に、「ただし、当該翌日が火曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日後において最も近い祝日法による休日でない日」に、また、「同一週の月曜日及び火曜日とともに祝日法による休日に当たる場合は、同一週の水曜日以後で最も近い祝日法による休日でない日及びその翌日」に改めるものです。

具体的には、これまで月曜日が振替休日に当たる場合は休館としていましたが開館し、月曜日及び火曜日が祝日法による休日に当たる場合にも開館し、祝日明けの2日間を休館とするものです。

第8条の開館時間は、「午後5時」から「午後4時」に改めるものです。

次の第2条美郷町屋内スポーツ館の設置及び管理に関する条例の一部改正及び20ページの第3条美郷町住民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正ですが、いずれも第6条の休館日に変更はありませんが、「月曜日が祝日法による休日に当たる場合は、その日後において最も

近い祝日法による休日でない日」に改めるものです。

具体的には、月曜日が振替休日に当たる場合は閉館していましたが、開館し、翌日以降で祝日法による休日でない日を休館日に改めるものです。

また、第7条の利用時間に変更はありませんが、休館日でない日の午後8時以後において、承認を受けた利用者がいないときは午後8時に閉館することを追加するものです。

次の第4条美郷町特定地区公園の一部改正ですが、別表3の南運動公園内の美郷町総合体育館の一部改正で、先ほどの第2条の屋内スポーツ館及び第3条の住民活動センターの改正内容と同様でございます。

22ページをお願いします。

次の第5条美郷町体育館使用料徴収条例の一部改正ですが、別表の整理及び「自由利用」について、美郷町総合体育館と同様に、「個人使用」に字句を統一し、改めるものです。

議案35ページにお戻り願います。

附則ですが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

議案第86号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第86号の説明が終わりました。

◎議案第87号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第25、議案第87号 令和6年度美郷町一般会計補正予算第10号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（深澤文仁） 議案第87号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に1億8,128万1,000円を追加する件及び繰越明許費補正3件、債務負担行為補正4件、地方債補正1件です。

はじめに、42ページ、第2表繰越明許費補正についてご説明します。

1追加の2款1項普通財産管理費は、旧カントリーパークのり面復旧工事について、年度内の完成が見込めないことから、翌年度に繰り越すものです。

8款2項集落間道路整備事業は、畑屋中央地区基盤整備事業の換地処分報告が令和7年5月となる見込みで、創設換地用地に係る土地購入費の年度内支出が見込めないことから、翌年度に繰り越すものです。

2 変更の 8 款 2 項道路維持補修事業は、六郷赤城地区の通学路交通安全対策に係る標識、路面標示等の工事を令和 7 年 4 月の施工といたく、令和 6 年第 6 回町議会定例会で追加した繰越明許費の金額を増額するものです。

次に、43 ページ第 3 表債務負担行為補正についてご説明します。

4 件を追加するもので、はじめに、国営かんがい排水事業田沢二期地区繰上償還は、令和 6 年度に完了する同事業に係る負担金については、県が公共事業等債を発行し、県、関係市町及び土地改良区が受益割合で負担することとなっておりますが、負担金利子軽減のため、繰上償還したく、額が確定している令和 5 年度までの分を令和 7 年 4 月 1 日に支払う予定となっております。そのため、支払いの 45 日前までに県が国に対して繰上償還申出書を提出する必要があり、その前段として、関係市町が県に対して納入確約書を提供する必要があることから、追加するものです。

次の美郷町住民活動センター管理費、美郷町歴史民俗資料館管理費及び美郷町屋内スポーツ館管理費は、3 施設の指定管理委託料について最低賃金の改定、光熱水費及び物件費の高騰により、令和 6 年度分を増額したく追加するものです。

次に、44 ページ、第 4 表地方債補正についてご説明します。

合併特例債について、充当する事業費の増額に伴い、限度額を変更するものです。

詳細につきましては、歳入でご説明します。

続きまして、歳入についてご説明します。48、49 ページをお願いします。

10 款 1 項 1 目地方交付税ですが、今回の補正財源として充当するものです。

○福祉保健課長（大澤 修） 続きまして、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 節保険基盤安定負担金の保険者支援分、未就学児均等割保険税負担金、産前産後保険税負担金は、いずれも額の確定による国負担分 2 分の 1 の差額計上です。

2 節障害者自立支援給付費負担金は、補装具給付費、障害児施設給付費負担金は、障害児通所支援給付費ですが、いずれもこれまでの実績により不足が見込まれることから国の負担率 2 分の 1 を増額するものです。

1 項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2 項 1 目国庫補助金の 1 節デジタル田園都市国家構想交付金は、子ども・子育て支援拠点施設整備に係る国の 2 分の 1 補助で、整備予定地にある既存建物の解体やテニスコート跡地の駐車場整備の事業進捗による事業費精査により計上するものでございます。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、2 行目のデジタル基盤改革支援補助金は、自治体情報

システムの標準化対応に係る追加経費への補助で、補助率は10分の10です。

その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰に対する低所得者支援として給付したエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金及び国の定額減税に係る調整給付金の事業完了に伴う減額です。

詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

14款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 15款1項1目民生費県負担金1節保険基盤安定負担金の保険税軽減分から同節の産前産後保険税負担金までは、いずれも額の確定による県負担分の差額計上です。

2節障害者自立支援給付費負担金は、補装具給付費、障害児施設給付費負担金は、障害児通所支援給付費ですが、いずれもこれまでの実績により不足が見込まれることから、県の負担率4分の1を計上するものです。

1項の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、50、51ページをお願いします。

15款2項1目1節生活バス路線維持費補助金は、補助対象である角館六郷線について、燃料高騰などの要因により運行に要する計上費用が増加したことによる増額です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、4目農林水産業費県補助金の2節機構集積協力金交付事業費補助金ですが、協力金の交付対象面積の増加に伴い増額となるため、不足分を増額するものです。

詳しくは歳出でご説明します。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、3項1目4節国勢調査調査区設定委託金は、令和7年実施の同調査の調査区設定に係る交付金の額の確定により増額です。

15款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、16款1項3目特許権運用収入ですが、10月23日に株式会社テクノブルと締結した美郷雪華酵母の独占的通常使用権に関する契約に基づく今年度分の独占利用料となります。

続いて、2項3目生産物売払収入ですが、美郷雪華酵母3株分の売払収入となります。

16款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、17款1項2目1節ふるさと美郷応援寄付金は、今後の寄附見込みによる増額です。

11月末時点の寄附は、1,244件、約3,140万円で、昨年度より370件、約1,270万円の増となって

おります。

17款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 20款5項4目の雑入1節小規模介護施設等整備事業費補助金返還金ですが、令和4年度に整備、補助金交付した事業者において、消費税の仕入れ税額控除分の返還が生じたもので、事業者からの返還金となります。

○農政課長（高塚 剣） 次行の機構集積協力金返還金ですが、協力金の交付を受けた者が事情により交付要件を満たさなくなったことから、返還義務が生じたことによる返還金で、3件分を計上するものです。

詳しくは歳出でご説明します。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、52、53ページをお願いします。

21款1項7目1節保健衛生施設整備事業債の合併特例債は、大曲仙北広域市町村圏組合が実施する新中央し尿処理センター建設事業に係る負担金の増額分です。

歳入の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、歳出についてご説明します。

はじめに、特別職及び会計年度任用職員を含む職員人件費について一括してご説明します。

今回の人件費の補正は、議案第79号から議案第81号でご説明した議会議員及び特別職の期末手当の支給率改定、議案第82号でご説明した職員の給料表改定、期末手当、勤勉手当支給率改定、並びに寒冷地手当の見直し等による調整が主なものです。

人件費の補正概要について、給与費明細書にてご説明しますので、議案76ページをご覧ください。

はじめに、特別職ですが、表の一番下になります。1節報酬ですが、技能功労者表彰選考委員報酬で事業完了による減です。

3節期末手当は、支給率改定により町長、副町長及び教育長が35万円、議会議員が71万2,000円の増、寒冷地手当は、支給額の見直しに伴い2万円の増、4節の共済費は1万5,000円の増となります。

次に、77ページ、一般職ですが、中段のアの会計年度任用職員以外の職員ですが、給与改定等に伴い、2節給料が1,257万円、3節職員手当が1,368万6,000円、4節共済費が17万円の増です。

職員手当の内訳ですが、支給決定に伴う扶養手当が5万2,000円、給料表改定等に伴う時間外勤務手当が84万9,000円、支給率改定に伴う期末手当が774万円、勤勉手当が383万円、寒冷地手当が121万5,000円の増となります。

下段のイの会計年度任用職員についてですが、給与改定等に伴い、1節報酬が2,492万4,000円、2節給料が2,253万4,000円、職員手当が1,242万3,000円、共済費が226万7,000円の増です。

職員手当の内訳ですが、給料表改定に伴う時間外勤務手当が24万7,000円、認定こども園の担任手当である特殊勤務手当が2万6,000円、支給率改定に伴う期末手当が694万7,000円、勤勉手当が520万3,000円の増となります。

なお、給与費明細書に記載はありませんが、4款の水道事業会計繰出金は、人件費の補正に伴う増、10款1項、2項2目事務局費8節の費用弁償は、短時間勤務会計年度任用職員の通勤手当で、今後の不足分を増額するものです。

人件費の補正の概要は以上となりますので、以降、各款項目の人件費の個別の説明は省略させていただきます。

人件費に関する説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、人件費以外についてご説明します。

54、55ページのほうにお戻りください。

2款1項2目行政推進費の10節消耗品費、燃料費、印刷製本費、11節手数料、12節看板製作委託料、イベント開催等委託料、13節車両借入料ですが、美郷フェスタ開催事業の完了により不用額を減額するものです。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、2目行政推進費の残りの分として、12節住民活動センター管理委託料は、最低賃金の改定、光熱水費及び物件費の高騰を踏まえ、委託料を増額するものです。

その下の設計監理委託料及び14節施設整備改修工事は、住民活動センター空調設備改修工事の完了により不用額を減額するものです。

次に、18節生活バス路線等維持費補助金は、路線バスの路線維持のため羽後交通に対する補助金で、令和5年10月から令和6年9月までの各路線の経常損益を基準に補助額が算定されるもので、角館六郷線の損失額が増加し、補助金が増額となることから、不足分を増額するものです。

2目の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、5目財産管理費14節の旧カントリーパークのり面復旧工事ですが、9月議会定例会で測量調査に関する補正予算を議決いただき、その後現地調査及び測量調査を実施した結果を踏まえ、工事請負費を増額するものです。

主な工事内容ですが、上流のり面の崩落個所については、切土のり面工により、のり面の安定性を保つとともに、排水対策として既設水路を現状復旧するほか、のり面上流部から下流部にか

けて排水を分散処理することとし、縦排水溝を新設するものです。

また、土砂が流出した下流部については、堆積した土砂を撤去して下流部水路の稼働回復を図るものです。

なお、本工事につきましては、今後の気象条件等により年度内の工事完成が見込まれないことから、次年度への繰越しを予定しております。

5目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、56、57ページをお願いします。

6目企画費のうち、はじめに、ふるさと美郷応援寄付金の関係として、歳入でご説明いたしました寄附金の増額に伴い、7節で返礼品に係る経費、10節で郵便振込用紙の印刷代、11節でふるさと納税ポータルサイト利用手数料、12節でふるさと納税支援業務委託料をそれぞれ増額するものです。

○税務課長（小田長光仁） 同じく、企画費のうち定額減税調整給付費関係分についてですが、事業が終了したことにより、10節需用費、印刷製本費中19万8,000円、11節役務費、通信運搬費49万4,000円、手数料中6万5,000円、19節扶助費、定額減税調整給付金2,079万4,000円をそれぞれ減額するものです。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 12節委託料のうち看板等製作委託料ですが、10月23日に株式会社テクノブルと事業連携協定を締結したことに伴い、町内の温泉施設や道の駅に設置している連携企業や自治体等を紹介する看板に新たな企業を追加するための委託料です。

○福祉保健課長（大澤 修） 同目19節エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金ですが、令和6年度個人住民税において新たに個人住民税が非課税または所得割が課されていない方のみで構成されている世帯並びに当該世帯の18歳以下の児童への給付事業で、事業完了により精算するものです。

給付実績は、世帯への10万円の給付が280件、子供加算5万円の給付が54件となっております。

6目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、7目電子計算費18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、共同電算の標準化対応費用の追加及びシステム改修に伴う増額です。

7目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、8目交通安全対策費18節のチャイルドシート購入費補助金ですが、当初30件分を見込んでおりましたが、申請状況を鑑み、5件分を増額するものでございます。

次の9目防犯対策費10節需用費、修繕料ですが、防犯灯の修繕費用に不足が見込まれることから増額するものでございます。

1項の説明は以上です。

○**税務課長（小田長光仁）** 続きまして、2項徴税費2目賦課徴収費10節需用費、消耗品費ですが、原動機付自転車125cc以下の標識の残枚数が少なくなったことから、購入に要する経費を増額するものです。

以上で2項徴税費の説明を終わります。

○**企画財政課長（深澤文仁）** 続きまして、58、59ページをお願いします。

2款5項2目基幹統計費の10節消耗品費及び13節機器借上料は、歳入でご説明いたしました国勢調査調査区設定に係る消耗品及び複写機の借上げ料の費用です。

2款の説明は以上です。

○**福祉保健課長（大澤 修）** 3款1項2目障害者福祉費19節補装具給付費、次の障害児通所支援給付費共にこれまでの給付実績により不足が見込まれることから増額するものです。

3目高齢者福祉費10節消耗品費、食糧費及び12節イベント開催等委託料は、9月16日に開催しました敬老記念行事の事業完了による減額補正です。

60、61ページをお願いいたします。

12節軽度生活援助事業委託料ですが、これまでの利用実績により不足が見込まれることから増額するものです。

22節小規模介護施設等整備事業費補助金返還金ですが、歳入で説明しました事業者からの返還金を県に返還するものです。

4目医療給付金18節秋田県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金、過年度分ですが、令和5年度給付実績に伴う負担金精算による増額補正です。

27節国民健康保険特別会計操出金、その下の後期高齢者医療特別会計操出金は、いずれも額の確定によるものです。

1項の説明は以上です。

○**こども子育て課長（高橋 勉）** 続きまして、2項1目児童福祉総務費の12節設計監理委託料と14節下段の施設改修工事は、子ども・子育て支援拠点施設整備のための中央体育館機械室解体及びトイレ改修工事は、事業完了に伴う減額でございます。

14節上段の子ども子育て支援拠点施設駐車場整備工事は、現地精査により場内の排水溝上に傾斜が有用となり、その造成を追加するため増額計上するものでございます。

22節出産・子育て応援金返還金は、出産応援金50人、子育て応援金61人への令和5年度の給付実績による県への返還金で、あきた出産おめでとう給付金返還金は、令和5年度に給付した令和4年度と令和5年度の対象者123人への実績による県への返還金でございます。

3目児童福祉施設費につきまして、62、63ページ上段をお願いいたします。

10節修繕料は、こども園の小破修繕等で、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものがございます。

22節の子ども・子育て支援交付金返還金は、令和5年度交付金の額確定に伴うもので、病児保育事業の実績による国への返還です。

その下の子どものための教育・保育給付費返還金は、令和5年度国庫交付金及び県負担金の額確定に伴うもので、広域入所の実績によるものがございます。

4目子育て支援費の10節修繕料は、放課後児童クラブの小破修繕等で、今後の予算に不足が見込まれるため増額するものがございます。

22節の子ども・子育て支援交付金返還金は、令和5年度交付金の額確定に伴うもので、放課後児童健全育成事業及び新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業の実績による国への返還です。

3款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 4款1項1目保健衛生総務費10節修繕料ですが、保健センターの小破修繕のための増額補正です。

○こども子育て課長（高橋 勉） その下の22節未熟児療育医療費等負担金返還金は、令和5年度未熟児療育医療費の額確定に伴うもので、2件の実績による国への返還です。

2目予防費の12節予防接種委託料は、HPVワクチン接種に係るもので、令和5年度の実績を基に、当初200回の接種を見越しておりましたが、10月末時点で接種回数が207回となり、このうちキャッチアップ対象者分が142回で7割ほどとなっております。HPVワクチンは、年齢に応じて2回から3回の接種が必要で、ほかの予防接種を含めた当該委託料に今後予算の不足が見込まれるため増額するものです。

増額に当たりましては、今後2回接種される方や1回接種される方、新たに初回接種される方を見込み、合わせて350回分を追加するものとし、多くの方が接種された9価ワクチンの接種費用2万9,000円を用いて計上しております。

22節の子ども・子育て支援交付金返還金は、令和5年度交付金の額確定に伴うもので、乳児訪問延べ67件の実績による国への返還です。

1項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、一番下段になります。2項1目清掃費10節の印刷製本費ですが、令和7年4月よりプラスチック資源再商品化事業が大仙市と共に開始されるに当たり、プラスチックごみ回収について住民へ周知するためのものがございます。

令和2年度に配布しております家庭ごみの分け方、出し方パンフレットにプラスチックごみの回収内容を追加し、改めて全戸配布するものほか、各地区にあるごみ集積所380か所ほどありますが、ここに掲示されているごみ回収曜日を示すプレートも新しいものに更新したく、これに係る作成費用でございます。

次のページ、64、65ページをお願いいたします。

18節の大曲仙北広域市町村圏組合廃棄物処理費負担金ですが、今年度末に完成予定である新中央し尿処理センター建設事業におきまして、資材費等高騰による負担金の増額でございます。

4款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 5款1項1目労働諸費の1節報酬から12節委託料まで、技能功労者表彰の実績確定に伴う減額です。

2目雇用対策費18節雇用促進支援金は、新たな雇用創出を目的に60歳未満の町民を正社員として6か月以上雇用した場合に支給する支援金ですが、現時点で10名の申請があり、その不足分を計上するものです。

5款の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 66、67ページをお願いします。

続きまして、6款1項4目担い手対策費の18節機構集積協力金ですが、歳入でご説明しました機構集積協力金交付事業費補助金の対応予算になります。機構集積協力金のうち農地の集積、集約化に取り組む地域に対して農地中間管理機構から借り受けた農地面積等に交付単価を乗じて交付される地域集積協力金について、交付対象面積の増加に伴い増額となることから、不足分を増額するものです。

なお、財源は全額国庫負担になります。

事業の農地所有適格法人育成事業補助金ですが、農業法人の設立に対する補助金で、補助率は定額で10万円になりまして、事業の農地所有適格法人運営支援事業補助金ですが、農業法人が税理士等へ依頼した会計事務等の経費に対する補助金で、補助率は2分の1、上限額は15万円になります。

各補助金共に設立法人の増加に伴い、2法人分を増額するものです。

22節機構集積協力金返還金ですが、歳入でご説明しました機構集積協力金返還金の対応予算になります。機構集積協力金のうち農地中間管理機構に農地を貸し付けて離農した者などに交付した経営転換協力金について、交付を受けた者が事情により農地中間管理機構との農地賃貸借契約を期間満了前に中途解約したことに伴い、交付要件を満たさなくなったことから、協力金の返還義務が生じたことによる国への返還金で、3件分を計上するものです。

なお、財源は全額返還義務者からの返還金になります。

4目の説明は以上です。

○**商工観光交流課長（高橋晋一）** 続きまして、5目農業振興施設管理費14節工事請負費のうち手づくり工房湧子ちゃんの保冷室冷却ユニット交換工事ですが、サイダーシロップ等を保管する保冷室がこの夏温度の下がりやが十分でない状態が続き、品質に影響を及ぼしかねないため、冷却ユニットの更新を行いたく計上するものです。

その下、電動シャッター交換工事ですが、設置から20年以上経過し、さびなどの腐食やシャッターが完全に閉まらないなどの動作不良がございます。湧子ちゃんは、食品を製造する施設であり、衛生面での懸念も生じることから、交換工事を行いたく計上するものです。

1項農業費の説明は以上です。

○**農政課長（高塚 剣）** 続きまして、2項1目林業費の10節消耗品費12節七滝「水の森」植樹事業委託料、13節物品借上料ですが、七滝「水の森」植樹事業及び関連作業の完了に伴い、不用額を減額するものです。

6款の説明は以上です。

○**商工観光交流課長（高橋晋一）** 続きまして、7款1項2目商工振興費の11節手数料についてですが、美郷雪華酵母のバックアップ手数料となります。株式会社テクノブルと美郷雪華酵母の独占的通常使用権に関する契約を締結いたしましたが、現在美郷雪華酵母については、町内の酒造会社に管理を委託しております。災害等、万が一の酵母の消失リスクに備え、このたび独立行政法人製品評価技術基盤機構（N i t e）が行っている生物遺伝資源バックアップ保管サービスを利用し、ディープフリーザーによる酵母の保管を行いたく、その手数料を計上するものです。

18節商工業振興奨励金についてですが、本奨励金は町内の事業者が150万円以上の機械装置を整備した場合に固定資産税の2分の1相当額を支給するものですが、町内の菓子製造業者が設置した機械に対し補助を行うため計上するものです。

その下、起業者総合支援事業補助金ですが、本事業は、町内で新たに起業する事業者への補助金ですが、今年度既に菓子製造業者への補助決定を行っていることに加え、このたび新たに工芸

美術家として本事業を活用して起業する方から申請があったため、不足する予算について計上するものです。

続きまして、3目観光費10節需用費の印刷製本費についてですが、議案第84号でご説明した雁の里山本公園の施設の供用時間及び利用料金等の改正等に伴い、新たにパンフレットを作成したく計上するものです。

4目温泉施設費14節湯とびあ雁の里温泉ろ過ポンプ取替工事ですが、男子の全身浴用のろ過ポンプの設置が2005年、女子の全身浴用ろ過ポンプの設置が2003年と、共に設置から20年ほど経過しております。11月5日に湯とびあにおいてブレーカーが落ち、管内設備を確認したところ、このろ過ポンプの絶縁値が低くなっているとの指摘がございました。両ポンプとも腐食が進んでおり、不具合時は温泉営業ができなくなってしまうため、取替工事を実施したく予算計上するものです。

7款の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 68、69ページをお願いします。

10款1項3目教育助成費、消耗品費ですが、スクールバス運行に係る車内衛生管理消耗品やタイヤの購入予算に不足が見込まれることから増額するものです。

2項1目小学校学校管理費ですが、70、71ページをお願いします。

10節光熱水費ですが、千畑小学校及び仙南小学校の電気料予算に不足が見込まれることから増額するものです。

12節施設管理委託料ですが、3小学校における蜂の巣等の除去件数の増加により、千畑小学校敷地内のでんぐ巣病や支障となる枝木の剪定業務予算に不足が見込まれることから増額するものです。

2目教育振興費、児童派遣費等補助金ですが、令和7年1月に宮城県仙台市で開催される東北小学校バンドフェスティバル及びマーチングアンドバトンオンステージ東北大会に六郷小学校の出場が決まり、不足する参加関連予算を計上するものです。

3項1目中学校管理費、修繕料ですが、美郷中学校の体育館の玄関タイルや校舎の階段滑り止めなど、施設修繕予算に不足が見込まれることから増額するものです。

2目教育振興費、消耗品費ですが、令和7年4月に改訂される中学校教科書における教師用の指導書及び指導教材などの購入に係る予算を計上するものです。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、4項1目社会教育総務費ですが、二十歳の集い、美郷カレッジ、舟ッコ流しなど、社会教育関連事業の72、73ページの2目図書館費は、読書フェスタ

など、図書館関連事業の完了による減額でございます。

次の4目社会教育施設費10節光熱水費は、社会教育施設の電気料金の高騰、修繕料は、維持管理に要する小破修繕で、今後の予算に不足が見込まれること、12節歴史民俗資料館管理委託料は、歴史民俗資料館の指定管理委託料で、最低賃金の改定及び電気料金の高騰に伴い増額するものでございます。

続きまして、5項1目保健体育総務費ですが、親子バドミントン教室及び中学校ソフトテニス教室、中学校新人駅伝など、社会体育関連事業の完了による減額でございます。

74、75ページをお願いいたします。

次の2目保健体育施設費ですが、10節光熱水費は、社会体育施設の電気料の高騰、修繕料は維持管理に要する小破修繕で、今後の予算に不足が見込まれること、12節屋内スポーツ館管理委託料は、屋内スポーツ館の指定管理委託料で、最低賃金の改定及び電気料金の高騰に伴い増額するものでございます。

○教育推進課長（佐々木寿人） 3目学校給食費10節需用費ですが、北及び南学校給食センターの電気料予算並びに今後の施設設備等の修繕予算に不足が見込まれることから増額するものです。

10款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、13款1項1目24節ふるさと美郷子ども育成基金積立金は、歳入でご説明いたしました寄附金の増額分及び利子分を積み立てるものです。

議案第87号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第87号の説明が終わりました。

説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分）

（午後 1時00分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

税務課長より説明の訂正の申出がありましたので、これを許します。税務課長。

○税務課長（小田長光仁） 午前中の議案第83号 美郷町税条例の一部改正についての説明に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

附則第1条の説明において、公益信託制度の見直しに関わる部分は、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日、具体には令和7年1月1日とするものと説明いたしましたが、同法の施行日は公布後2年以内とされており、まだ確定されておられませんので、「具体的に

は令和7年1月1日とするものです」の発言部分を取り消させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

◎議案第88号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第26、議案第88号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第88号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436万9,000円を追加するものです。

歳入から説明させていただきますので、88、89ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金1節から3節及び6節は、国保税の軽減等に対応する保険基盤安定繰入金等の額の確定によるものです。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出ですが、90、91ページをお願いいたします。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、財源の組替えとなります。

9款1項1目予備費は、補正調整額です。

議案第88号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第88号の説明が終わりました。

◎議案第89号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第27、議案第89号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第89号につきまして説明をいたします。

予算総額に変更はありませんが、先ほどの議案第82号による改正によりまして、歳出予算の内訳の変更を計上しております。

98、99ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費3節職員手当等に増額、26節公課費の減額を計上しております。

以上で議案第89号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで議案第89号の説明が終わりました。

◎議案第90号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第28、議案第90号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第90号につきまして説明をいたします。

予算総額に変更はありませんが、先ほどの議案第82号による改正によりまして、歳出予算の内訳の変更を計上しております。

108、109ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費2節給料及び3節職員手当等の増額、26節公課費の減額を計上しております。

議案90号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第90号の説明が終わりました。

◎議案第91号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第29、議案第91号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 議案第91号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出883万6,000円を減額するものです。

歳入から説明させていただきますので、120、121ページをお願いいたします。

3款1項2目保険基盤安定繰入金ですが、額の確定によるものです。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出、122、123ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、額の確定による減額です。

議案第91号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで議案第91号の説明が終わりました。

◎議案第92号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第30、議案第92号 令和6年度美郷町水道事業会計補正予算第5号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 議案第92号につきまして説明をいたします。

第2条収益的支出について、第1款事業費用総額を72万3,000円増額し、3億9,316万円とするもの、収益的支出について、第1款事業費用増額を189万7,000円増額し、3億9,223万5,000円とするものです。

125、126ページ、第3条資本的収入について、第1款資本的収入総額を550万円増額し、2億4,310万4,000円とするもの、第1款資本的支出総額を550万円増額し、3億9,236万6,000円とするものです。

126ページ、第4条企業債は、起債額の限度額を改めるものです。

はじめに、第2条の内容について説明をいたします。132、133ページをお願いいたします。

収益的収入1款2項2目他会計補助金は、先ほど収益的支出で述べました給与改定に伴う財源として、一般会計からの繰入額の増額を計上しております。

収益的支出1款1項1目原水及び浄水費の動力費及び薬品費は、それぞれ水道施設の電気料金及び消毒用薬品単価の上昇により不足が見込まれるため増額を計上しております。

こちらの財源は、自己資本からの充当としております。

4目総係費の給料から法定福利費引当金繰入額は、先ほど議案第82号による改正に伴い、この条例を準用している美郷町水道事業に従事する職員の給料の種類及び基準に関する条例によりまして、それぞれ増額を計上しており、こちらの財源は、先ほど述べました一般会計繰入金からの充当としております。

続いて、次の134、135ページ、第3条、第4条について説明をいたします。

資本的収入、1款1項1目水道事業債は、次に述べます資本的支出の財源として追加借入れを計上しております。

資本的支出1款1項1目委託料は、現在測量と設計を行っている六郷畑屋地区の配水管布設替に向けた協議中、県道への埋設方法及び既設の水道管の撤去に伴う事業量の増、及び配管ルートが増量に伴う事業量の増により、委託料の増額を計上しております。

以上で議案第92号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第92号の説明が終わりました。

◎美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（森元淑雄） 日程第31、美郷町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

現在の委員及び補充員は、令和6年12月16日をもって任期満了となります。

選挙管理委員会委員長からその旨の通知がありましたので、地方自治法第182条の規定に基づき選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後1時10分）

（午後1時10分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

選挙管理委員には、鈴木喜美夫氏、黒川奥子氏、田郡良太郎氏、煙山俊幸氏を、補充員には、第1順位高橋世紀氏、第2順位高橋 猛氏、第3順位福田かよ子氏、第4順位高橋久也氏を指名します。

お諮りします。ただいま本職が指名した方を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、ただいま本職が指名した方が美郷町選挙管理委員及び補充員に当選されました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

12月11日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後1時12分)